

運営指導における指摘事項（認知症対応型共同生活介護）

項目	指摘事項	指導内容
重要事項説明書	介護保険の給付の対象とならないサービス提供について、実施の可否について確認していない。	<p>（例）利用者の費用負担による洗濯</p> <p>介護保険法の適用範囲外で洗濯行為を行うと、クリーニング業にあたることがありますので、保健所等に実施の可否について確認し、基準に従って実施してください。</p> <p>なお、クリーニング業とは、「依頼を受けて洗剤等を利用して繊維製品等を原形のまま洗濯する行為」をいい、この行為を反復継続して行うこと、社会性をもって行うことの2つの要件を満たす場合、クリーニング業と解釈されます。</p>
従業者の員数	<p>常勤換算の計算を誤っている。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中の時間帯に必要な介護従業者の人数を求めるべきところ、夜間の介護従業者の勤務時間も含めている。 	<p>常勤換算の対象となる職種、勤務時間を確認し、誤りのないように計算して配置してください。</p>
従業者の員数	<p>計画作成担当者に必要な研修を修了しているか確認していない。</p>	<p>計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修（※）を修了していなければなりません。修了証の提示を求め、記録するなどして、要件を満たしているか確認してください。</p> <p>※ 認知症対応型共同生活介護の場合</p> <p>…実践者研修 又は 基礎課程</p>
身体的拘束等の適正化のための取組	<p>① 身体的拘束適正化検討委員会の検討内容及び記録が不十分である。</p>	<p>① <u>委員会は、現に身体拘束を行っている場合だけでなく、常に3月に1回以上の開催が必要です。</u></p> <p>委員会の結果については、従業者に周知し、記録に残してください。</p> <p>他の定期的なミーティングの一部として開催することは差し支えありませんが、身体拘束適正化検討委員会の内容を備えたものとして開催したことが分かるよう、記録に残してください。</p>

項目	指摘事項	指導内容
	<p>② 身体的拘束適正化のための指針に盛り込むべき内容が不足している。</p> <p>③ 身体的拘束適正化のための研修を定期的実施していない。</p>	<p>② 指針に盛り込むべき内容は、解釈通知に次の項目が例示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 <p>③ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、年2回以上の研修を行ってください。また、新規採用時には必ず研修を行ってください。研修内容については記録に残してください。</p>
<p>設備及び備品等</p>	<p>包丁、はさみ等が、利用者が容易に手に取れる場所に置かれている。</p>	<p>運営基準には明記されていませんが、安全管理のため、使用時以外は刃物の保管場所を施錠してください。</p>

項目	指摘事項	指導内容
認知症対応型共同生活介護計画の作成	認知症対応型共同生活介護計画に設定された長期目標と短期目標の期間が同じである。	短期目標の期間は、長期目標の達成のために踏むべき段階として設定するものです。利用者の状態像を見極め、目標を達成するために適切な期間を設定してください。
地域との連携等	運営推進会議の結果を公表していない。 運営推進会議に必要な構成員が不足している。	<p>運営推進会議は各事業所が自ら設置するものです。概ね2月に1回以上、運営推進会議に活動状況を報告するとともに、評価、要望、助言等についての記録は、公表しなければなりません。ホームページに公開する、紙媒体で閲覧に供するなどして公表してください。</p> <p>公表に際しては、利用者の個人情報の流出等のおそれがないように、利用者の個人情報の取扱いに十分留意してください。</p> <p>また、運営推進会議に必要な構成員は、条例において下記のとおり規定されています。欠員がある場合は、適切な方に協力を依頼してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者 ・利用者の家族 ・地域住民の代表者 ・町職員又は地域包括支援センターの職員 ・当該サービスについて知見を有する者 等
看取り介護加算	看取りに関する指針に盛り込むべき内容が不足している。	<p>解釈通知において、盛り込むべき内容として以下のとおり例示されていますので、見直しを行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 当該事業所の看取りに関する考え方 ロ 終末期にたどる経過（時期、プロセスごと）とそれに応じた介護の考え方 ハ 事業所において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢 ニ 医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む） ホ 利用者等への情報提供及び意思確認の方法 ヘ 利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式 ト 家族等への心理的支援に関する考え方

項目	指摘事項	指導内容
		<p>チ その他看取り介護を受ける利用者に対して事業所の職員が取るべき具体的な対応の方法</p>
<p>医療連携体制加算</p>	<p>重度化した場合の対応に係る指針に盛り込むべき内容が不足している。</p>	<p>解釈通知において、盛り込むべき内容として以下のとおり例示されていますので、見直しを行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 急性期における医師や医療機関との連携体制 ② 入院期間中における認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い ③ 看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針等